

## 再試験に係る事務の処理要領について（例規）

最終改正 令和7.3.21 例規交企第12号  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

この度、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第100条の2及び第100条の3の規定による再試験に係る事務を適正かつ円滑に処理するため、みだしのことについて下記のように定め、平成3年9月2日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

### 記

#### 1 再試験の通知等

運転免許試験課長（以下「試験課長」という。）は、法第100条の2第4項の規定による再試験の通知を行うに当たっては、基準該当初心運転者の初心運転者講習に係る事項、免許の効力の有無等について必要な調査を行うものとする。

なお、再試験の通知を行った後、基準該当初心運転者が法第100条の2第1項第3号又は第4号のいずれかに該当することが判明したときは、当該基準該当初心運転者に対し、当該再試験の通知を取り消す旨の通知を行うものとする。

#### 2 試験移送通知書の送付及び受理

試験課長は、法第100条の3第1項の規定による試験移送通知書の送付及び同条第2項の規定による試験移送通知書の受理について、他の都道府県公安委員会（以下「他府県公安委員会」という。）と連絡を密にするものとする。

#### 3 再試験受験申込書の受理

試験課長は、再試験の通知を受けた者から法第100条の2第5項に規定する再試験受験申込書（以下「申込書」という。）の提出があったときは、運転免許証（以下「免許証」という。）、法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カード（以下「マイナ免許証」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第28条の3に規定する再試験通知書、所定額の手数料が納付されているかどうか等について所要の審査を行った上、これを受理するものとする。この場合において、再試験の通知を受けた者で法第100条の2第5項の政令で定めるやむを得ない理由があるものについては、原則として、その理由を証明する書類を申込書に添付させるものとする。

#### 4 学科再試験及び技能再試験の実施

施行規則第28条の2に規定する学科再試験及び技能再試験は、一般受験者と混同しない措置を講じた上、別に定めるところにより実施するものとする。

#### 5 再試験結果に対する措置

試験課長は、学科再試験及び技能再試験を実施した場合は、速やかに、合否の決定、取消処分等の通知、免許証の返納の受理、マイナ免許証の免許情報記録の抹消、合否に係る登録票の作成等の措置を採るものとする。

#### 6 再試験に係る意見の聴取の実施

##### (1) 再試験に係る意見の聴取の実施

法第104条の2の2第6項に規定する意見の聴取は、道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号。以下「意見の

聴取規則」という。)に定めるところにより行うものとする。

(2) 再試験に係る意見の聴取の通知

道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第39条第1項及び意見の聴取規則第7条の規定による再試験に係る意見の聴取の通知は、再試験の通知をした日の翌日から起算して1月を超えることとなる日以降に、点数制度による行政処分等の事務処理要領について(平成4.8.21:4京免許第408号、4京試験第214号)の例規通達(以下「行政処分例規」という。)第12の(4)に規定する意見の聴取通知書により速やかに行うものとする。

(3) 意見の聴取に関する事項の記載

意見の聴取規則第12条の規定による意見の聴取に関する事項の記載は、行政処分例規第12条の(8)に規定する意見の聴取調書により行うものとする。

(4) 意見の聴取による取消し

試験課長は、法第104条の2の2第2項の規定により再試験に係る免許の取消しがあった場合は、速やかに、取消処分の通知、免許証の返納の受理、マイナ免許証の免許情報記録の抹消、登録票の作成等の措置をとるものとする。

(5) 再試験不受験者に係る処分移送

試験課長は、法第104条の2の2第3項の規定による処分の移送及び同条第7項の規定による処分をした旨の通知について、他府県公安委員会と連絡を密にするものとする。

7 警察署長の取消処分の執行

警察署長は、再試験に係る免許の取消処分を受けた者に対する処分の執行について、試験課長から通知を受けたときは、速やかに、取消処分の執行をするものとする。

8 残免許保有者の取扱い

(1) 処分執行時に免許証のみを有する者であった場合

ア 処分を受けた後に免許証のみを有することを希望したとき

処分を受けた者(以下「当該者」という。)に対して、取消しに係る免許以外の現に取得している免許(以下「残免許」という。)を記載した新たな免許証を作成し、交付すること。残免許に係る免許証については、即日交付を原則とするが、何らかの理由によりこれが不可能な場合には、返納に係る免許証に穴を開ける等、外観上明白な措置を施し、運転免許試験課に照会の上、備考欄に再試験の手續中である旨、有効期日、措置年月日等を記載し、当該免許証と引換えにより残免許にかかる免許証を交付すること。

イ 処分を受けた後に免許証及びマイナ免許証を有すること(以下「2枚持ち」という。)を希望したとき

免許証については、アの措置を講じるとともに、特定免許情報記録申請書(施行規則別記様式第17の2)の提出を受けて、当該者のマイナンバーカードにその者の残免許に係る特定免許情報を記録すること。

ウ 処分を受けた後にマイナ免許証のみを有することを希望したとき

当該者から免許証を返納する旨が記載された特定免許情報記録申請書の提出及び免許証の返納を受けるとともに、当該者のマイナンバーカードにその者の残免許に係る特定免許情報を記録すること。

(2) 処分執行時にマイナ免許証のみを有する者であった場合

ア 処分を受けた後に、免許証のみを有することを希望したとき

当該者から特定免許情報の抹消を受ける旨が記載された運転免許証交付申請書（施行規則別記様式第17の5）の提出を受けて、残免許に係る免許証を作成し、交付するとともに、当該者のマイナ免許証に係る免許情報記録を抹消すること。

イ 処分を受けた後に2枚持ちを希望したとき

当該者から運転免許証交付申請書の提出を受けて、残免許に係る免許証を作成し、交付するとともに、当該者のマイナ免許証に係る免許情報記録をその者の残免許に係る免許情報記録に書き換えること。

ウ 処分を受けた後にマイナ免許証のみを有することを希望したとき

当該者のマイナ免許証に係る免許情報記録をその者の残免許に係る免許情報記録に書き換えること。

(3) 処分執行時に免許証及びマイナ免許証を有する者であった場合

ア 処分を受けた後に免許証のみを有することを希望したとき

免許証については、前記8の(1)のアの措置を講じるとともに、当該者から免許情報記録抹消届（施行規則別記様式第17の4）の提出を受けて、当該者のマイナ免許証に係る免許情報記録を抹消すること。

イ 処分を受けた後に2枚持ちを希望したとき

免許証については、前記8の(1)のアの措置を講じるとともに、マイナ免許証については、前記8の(2)のウの措置を講じること。

ウ 処分を受けた後にマイナ免許証のみを有することを希望したとき

当該者から運転免許証返納届（施行規則別記様式第17の3）の提出及び免許証の返納を受けるとともに、マイナ免許証については、前記8の(2)のウの措置を講じること。

9 処分を受けた後の免許証及び免許情報記録の有効期間について

処分を受けた後の残免許に係る免許証及び免許情報記録の有効期間については、以下の場合に応じてそれぞれ以下に掲げるとおりとする。

(1) 処分執行時に免許証のみを有する者であった場合

処分執行時に有していた免許証の有効期間が満了する日

(2) 処分執行時にマイナ免許証のみを有する者であった場合

処分執行時に有していたマイナ免許証に係る免許情報記録の有効期間が満了する日

(3) 処分執行時に免許証及びマイナ免許証を有する者であった場合

処分執行時に有していた免許証の有効期間が満了する日又は処分執行時に有していたマイナ免許証に係る免許情報記録の有効期間が満了する日のいずれか遅い日

10 免許証の交付及び特定免許情報記録に係る手数料の徴収について

当該者が残免許保有者で、以下の(1)又は(2)に該当するときには、それぞれ以下に掲げる手数料を徴収しないものとする。

(1) 処分執行時に免許証を有する者であった場合で、処分を受けた後に残免許に係る免許証の交付を受けるとき（前記8の(1)のア及びイ並びに(3)のア及びイに該当するとき）

残免許に係る免許証の交付に伴う免許証交付手数料

(2) 処分執行時にマイナ免許証を有する者であった場合で、処分を受けた後に残免許に係る免許情報記録への書換えを受けるとき（前記8の(2)のイ及びウ並びに前記8の(3)のイ及びウに該当するとき）

残免許に係る特定免許情報の記録に伴う特定免許情報記録手数料

11 再試験に係る登録の実施

試験課長は、再試験に係る登録を行うときは、警察庁が定める警察共通基盤システムによる運転者管理業務実施細則によるものとする。

12 再試験に係る通報に対する措置

所属長は、交通取締現場等で免許照会を行った場合において、再試験に係る運転免許の取消処分が執行されていない者である旨又は初心運転者講習若しくは再試験を受けていない者である旨の通報があったときは、速やかに、試験課長に通報するものとする。